

# しっとく 知っ得♥消費生活ニュース

## 賃貸住宅の「原状回復」トラブル

賃貸住宅の契約は長期間にわたることもあり、修繕費用について借主と貸主のどちらが負担するかなどトラブルになることがあります。退去時の「原状回復」についてトラブルにならないよう、住み始める時から「いつか出していく時」に備えておきましょう。



### 「原状回復」とは？

賃貸住宅について、借主の故意・過失によるキズや汚れ、通常の使用とはいえないような使い方で生じた損傷等を元に戻すことを「原状回復」と言います。借主は「原状回復」の義務を負うことになりますが、通常の使用によって生じた損耗（通常損耗）や年月の経過による損耗（経年劣化）、借主に責任がない損傷については含まれません。

### 契約時に気を付けること

インターネットでの部屋探しが主流になっていますが、内見は必ず行いましょう。契約内容をしっかり理解した上で契約することが大切です。特に禁止事項や修繕に関する事項、退去費用やハウスクリーニング等の特約の有無を確認しましょう。

### 入居時に気を付けること

入居時の状態を写真やチェックシート等で記録を残しておくことが大切です。できるだけ貸主と一緒に、キズや汚れ、エアコンの設置や動作など現状を確認しましょう。

### 入居中に気を付けること

使用のために必要な修繕は、軽微なものを除き原則として貸主に修繕義務があります。不具合や故障が起こった場合や雨漏り水漏れなどのトラブルが起きた場合は、すぐに貸主に相談しましょう。

### 退去時に気を付けること

入居時と同様、住宅の現状を記録に残しながら確認しましょう。清算の結果納得できない費用を請求された場合には、説明を求め費用負担について話し合いましょう。

※ 国土交通省のHPにある

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」  
に目を通しておきましょう。

原状回復費用



## 引越しトラブル

年度末から年度初めに集中する引っ越しですが、荷物の破損・紛失や料金等のトラブルの相談が寄せられています。トラブルを防止し引越しをスムーズに行うためのポイントを確認しておきましょう。

- ・相見積もりを取り、サービス内容をしっかり検討する
- ・免責事項や補償内容を確認する
- ・見積りの段階で段ボールはもらわない（キャンセル時のトラブル防止）
- ・壊れやすい物はしっかり梱包し、場合によっては自分で運ぶ
- ・引っ越し前の住居（新・旧）や荷物の状態等を確認・記録しておく
- ・引っ越し後、住居や荷物等に破損・紛失等があれば3か月以内に申し出る



※公益社団法人全日本トラック協会 HP の

「かしこい引越～上手な引越のために知っておきたいこと～」もご参照ください。

### 据置型 Wi-Fi ルーター



モバイル回線を利用してインターネットに接続する『据置型 Wi-Fi ルーター』の契約について、「実質無料と言われて契約したが、通信料金がかかったので解約したら高額な本体代金を請求された」「自宅に Wi-Fi 環境があったのに契約してしまった」という相談が寄せられており、70 歳以上の割合が増加傾向です。

据置型 Wi-Fi ルーターは工事の必要はありませんが利用できる場所が限定され、設置場所によってはつながりにくい場合があります。また、Wi-Fi ルーターの通信契約と本体の購入またはレンタル契約が必要です。

契約前に、月々の料金や解約料金を必ず確認しましょう。

### 鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (2月・3月/中部会場)

弁護士による無料相談です。  
秘密は厳守しますので、安心して  
ご相談ください。（事前予約制）

開催日時：2月20日(金)

3月13日(金)

時間：午後1時半～3時

場所：倉吉交流プラザ

第1・2研修室

【申込み・問い合わせ先】  
中部消費生活センター



### 〔消費生活に関する相談〕

中部消費生活センター ☎ 0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時（電話相談のみ）

消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

